

## 商品券の換金について

### 使用済商品券代金入金について

- それぞれの集荷日から3～4週間を目途に請求書に記載された口座へ、かすみがうら市より振込を行います。
- 請求書提出後の振込口座の変更は原則応じられません。
- 振込手数料はかすみがうら市が負担いたします。

**ご注意**

換金請求者名と振込口座の口座名義が異なる場合は『委任状』をかすみがうら市へ提出して下さい。

## Q&A「こんな場合、どう対応するか？」

### 商品券の取扱いについて

#### Q1 偽造の疑いがあるものを受け取ってしまった。

- A1** お送りした見本券と比較して、確かな真贋判定をお願いします。偽造券であることが確かな場合、使用者がその場にいる場合は、その券が使用できないことを伝えて、現金にて収受してください。確かではないが偽造の疑いがある商品券については、使用者の氏名、住所等を確認の上、いったん預かっていただきます。後日、市にて偽造商品券であることを確認した場合、事件として警察に通報します。使用者が特定できない場合（受け取ってしまったから時間が経過しているなど）は、速やかに市までご連絡をお願いいたします。商品券は、指紋採取等の可能性があるため、ビニール袋に入れるなど、できるだけ手を触れずに保管してください。偽造商品券については市からの返金等ではできませんので、ご注意をお願いいたします。

#### Q2 裏面に押印（又はサイン）のある商品券を受け取ってしまった。

- A2** 裏面に押印（又はサイン）のある商品券は使用することができません。使用者に対し、その券が使用できない旨お伝えいただき、現金にて収受してください。

#### Q3 汚損、毀損が激しい商品券が持ち込まれた。取り扱ってよいか。

- A3** 適正な商品券であることが確認できる場合は取り扱ってください。真贋判定ができないものは使用できません。



**Q4 他市町村の商品券を間違っ****て受け取ってしまった。**

**A4** 商品券のデザインが自治体ごとに明らかに異なりますので、受け取る際にはかすみがうら市の商品券であることを確認のうえ収受願います。他市町村の商品券は換金できません。

**Q5 対象者が購入した商品のなかに、使用対象外の商品が混ざっていた場合、商品券が使用できるか。**

**A5** 使用対象外の商品には商品券を使用することができません、使用対象外の商品を除いた金額を商品券で収受し、500円以下の端数と使用対象外の商品の代金は現金で収受してください。

**商品券の換金について****Q6 商品券の裏面に押印またはサインをせずに送付してしまった。**

**A6** 次頁に記載の問合せ先まで、その旨を連絡してください。

**Q7 使用済商品券を紛失してしまった。**

**A7** 紛失した商品券は精算することができませんので十分にご注意ください。

**Q8 送付するための書類（かすみエールプレミアム商品券事業請求書）、封筒をなくしてしまった。**

**A8** 次頁に記載の問合せ先まで、その旨を連絡してください。必要部数を再度送付いたします。請求書は専用ホームページでもダウンロードできます。(https://kasumigaura-premium.com)

**Q9 使用済商品券を添付し請求したが、お金が振り込まれていない。**

**A9** 支払いについては、9ページ「商品券の換金について」のとおりとなります。大幅に予定日から遅れる等、疑義が生じる場合は、次頁に記載の問合せ先まで、その旨を連絡してください。